

議案第 182 号 「大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案」
附帯決議（令和 2 年 12 月 9 日）

大阪市立の高等学校等の大阪府への移管にあたっては、大阪府との間で合意した「大阪市立の高等学校等の大阪府への移管に伴う譲渡財産の取扱いの基本的な考え方（案）」に基づき、譲渡財産が今後の府立学校の教育の充実に確実に活用されるために、以下の事項に留意すること。

1 大阪市教育委員会と大阪府教育委員会で協議の場を設け、譲渡財産の処分の方針、収益の活用の方針等の具体的な内容について協議すること。

2 協議した内容については、市会に報告すること。

○大阪市財産条例

昭和 39 年 3 月 19 日
条例第 8 号

（譲与）

第 16 条 普通財産は、公用又は公共用に供するため特に無償とする必要がある場合に限り、国又は公法人にこれを譲与することができる。